

# 第24回期 第3回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年9月18日(木) 午後1時30分から午後3時45分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員8人・推進委員11人)

会 長 10番 江田 久男

会長職務代理者 9番 八旗 正紀

委 員 1番 小針 充則

同 2番 酒井 秀忠

同 3番 鈴木 政吉

同 4番 関根 辰三

同 6番 小室 勝弘

同 8番 鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪) 石塚 隆晴

同 (里白石・福貴作) 小宅 善一

同 (里白石・福貴作) 我妻 秀雄

同 (簗輪・袖山) 小針 弘之

同 (大草) 佐川 光一

同 (東大畑・畑田) 白川 清一

同 (小貫・太田輪) 近藤 近

同 (山白石) 生田目重好

同 (同) 鈴木 輝雄

同 (染) 岡部 多重

同 (中根松) 市川 喜一

4 欠席委員(委員2人)

委 員 5番 佐川 健二

同 7番 薄井 良男

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する  
意見決定について 1件

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について 1件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について 1件

議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画  
変更の意見決定について 1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸  
主 事 小松 将広

7. 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	改めまして、こんにちは。 やっと秋らしい季節である天候になってきており、秋の収穫時期が間近に控え何かとお忙しい中、浅川町農業委員会総会に出席いただきご苦労様です。先月の農地パトロール、さらには新農業委員・推進委員の研修会、お疲れ様でした。本日の議案の審議は、農地法許可申請に対する意見決定について、農業振興地域の整備に関する計画変更の意見決定について、本県農業の発展に向けた要請に関する検討について、また、総会を一旦休議し、稲作作況調査を実施します。忙しい日程ですが、皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますよう、よろしく願いまして、挨拶と代えさせていただきます。
会 長	本日の農業委員の出席は10名中8名です。 5番、佐川健二委員、7番、薄井良男委員から欠席する旨の通告がありましたのでご報告いたします。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第2回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は11名中11名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、6番、小室勝弘委員、8番、鈴木勝志委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。 それでは、議事日程第3の議案に移りますが、その前に議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)

会 長	<p>異議なしと認め、議案第4号、議案第5号は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>次に、議案第5号、農地法第3条の規程による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局著	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第5号①について、東大畑・畑田地区推進委員、白川清一委員の調査報告および意見を求めます。</p>
白川委員	<p>はい。東大畑・畑田地区推進委員の白川清一です。議案第5号農地法第3条①についての調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****さん、以下記載のとおりです。</p> <p>先日、9月12日土曜日、午前10時より地区副担当の小室勝弘委員及び譲受人のお父さんである*****さん、代理人の行政書士さん立会いのもと、現地にて調査して参りました。</p> <p>譲渡人、*****さんと譲受人、*****さんの関係ですが、叔父、姪の関係にあるとのこと。*****さんは埼玉県在住で、今回申請されている土地は、*****さんの父である*****さんが長年管理していたようです。*****さんとしては、このまま農地を所有していても自分で管理する予定もないことから、名義を*****さんへ贈与したいとのことで、今回申請がなされたようです。</p> <p>農地法第3条第2項の各項に該当するかですが、*****さんの家族ともども管理していくとのことですので、該当する項目がありませんが、一点だけ、耕作面積30アール以上の項目ですが、これから審議する農地法第3条②の山白石の農地次第となりますので、皆様の慎重審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>議案第5号②について、山白石地区推進委員、生田目重好委員の調査報告および意見を求めます。</p>
生田目委員	<p>はい。山白石地区推進委員の生田目重好です。議案第5号農地法第3条②についての調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、山白石、*****さん、譲受人、本町、*****さん、以下記載のとおりです。</p> <p>9月13日日曜日、午前8時半より地区副担当の鈴木輝雄委員、鈴木勝志委員及び譲受人、譲渡人立会いのもと、現地にて調査して参りました。</p>

<p>会 長</p>	<p>****さんと*****さんは親戚関係にありまして、申請の理由ですが、*****さんは農業に対して未熟であるため、農業に対して精通している*****さんの農地を借り受けて、指導を受けながら農業をしたいとのこと。農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>まず、議案第4号について補足説明いたします。</p> <p>本案件は、昭和49年2月16日に許可を受けた事業計画を変更する内容となります。事業の計画者である*****さんは、当時、転勤が多い会社に勤務しており、その会社をやめて福島県にある会社に転職しようと考え、浅川町に自宅を建設する計画を立て、転用許可を受けたとのこと。</p> <p>ですが、納得できる転職先を見つけることができず、そのまま定年を迎え15～6年前に現居住地に住宅を建設したとのこと。農地転用の場合、事業完了後に登記を行うのですが、当時の申請書を確認したところ、当時の所有者の祖父の遺言で*****さんに贈与するという旨が記載されており、所有権移転の登記だけを事業完了前に済ませていたようです。事業は完了していませんが、所有権は*****さん自身であったため、そこまで気にすることなく過ごしてきたそうです。</p> <p>今回、申請に至った理由ですが、*****さん自身が高齢となり息子も浅川町に帰ることもなく、農地が荒廃してしまうため、*****さんの実家を継いでいる姪の*****さんに贈与することになり、事業計画の変更という形で申請されました。変更計画では承継という形ですが、住宅を建てる訳ではなく、農地として利用すること、営農計画書も提出されており変更計画書は問題ないかと思われ。</p>
<p>事務局長</p>	<p>つづいて、議案第5号についての補足説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、*****さん、*****さん、譲受人、*****さんになります。</p> <p>*****さんと譲受人の関係性は先ほどの説明したとおり親族関係にありまして、*****さんとは義兄、義妹の関係であります。農地の権利の種別ですが、議案書のとおり*****さんとは贈与での所有権移転、喜由さんとは使用賃借権設定であり対価は発生しません。農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、譲受人は新規就農者となります。基本的には農地を保有していない非農家の方は農地を農地として取得することは相続等以外ではできませんが、農地法において下限面積要件というのがありまして、農地取得後の耕作する面積が設定している面積以上となれば非農家でも取得可能となります。農地法では一律50a以上とされていますが、各市町村の実情で下限面積の設定を変更しており、浅川町では毎年3月総会に議案として審議して決定しています。なお、浅川町では下限面積を30aと設定しています。</p> <p>今回の譲受人の農地取得後の耕作面積及び経営状況、従事状況ですが、経営面積が3,248㎡となることから下限面積の要件を満たしており、営農計画書が提出され、農地の管理方法や夫婦で農業に従事する旨の記載があり、いずれにも</p>

<p>会 長</p>	<p>該当しないものと思われます。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第4号及び議案第5号①、②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第4号について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については決定いたします。 つづいて、議案第5号①及び②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第5号、農地法第3条①及び②は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます</p>
<p>事務局長</p>	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>議案第6号、農地法第5条①について、大草地区推進委員、佐川光一委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>佐川委員</p>	<p>はい。大草地区担当の推進委員の佐川光一です。 議案第6号農地法第5条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、*****、*****さん、譲受人、***** *****、***** ***** *****さん、以下記載のとおりです。 9月13日午後2時より、地区副担当の佐川健二委員譲渡人、*****さん立会いのもと現地にて調査してきました。 *****さんは現在、高齢のため申請地であります畑の維持が困難であり、今後も無理な状況のため、以前から親交のあります譲受人、*****さんとの協議の結果、申請地の一部を太陽光発電施設として貸すことに決まったとのことでした。 調査事項であります一般基準の申請目的、実現性の確実性に関する項目及び周辺農地への支障に関する項目、その他項目に該当する項目はなく、今回の転用に</p>

	<p>については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>設定人、****さん、被設定人、*****さんになります。被設定人は栃木県に本社を置く発電事業を営む会社経営者であります。今回の申請地において太陽光パネルを設置し再生可能エネルギー発電事業の計画をしており、経済産業大臣より計画の認定がなされたため、申請に至りました。</p> <p>まず、立地基準については、農地の広がりがある10ha以上の集団農地が存在しますが、申請地と集団農地との高低差が2m以上ある山の上のため、一体となっておらず、第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しました。転用目的は、太陽光パネルを設置するためです。事業の主旨としては、太陽光を利用した安全で安定した再生エネルギーの確保し、普及することを目的に事業を計画したとのこと。本申請前には候補地をいくつか検討しましたが、日照の確保や事業を行う上での障害等を検討した結果、他の候補地では事業を完了できないとの判断したため、転用申請はやむを得ないものと考えられます。</p> <p>一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、必要な資力を全額自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請用途に供するかどうかですが、工期は令和2年11月末までとなっており、許可後は速やかに取りかかる見込みです。行政庁の免許、許可、認可等については、申請地内で完結するものであるため該当するものではありません。申請農地と一体として使用する土地はありません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、太陽光発電設備として太陽光が十分に確保でき適正な規模であり、該当しません。汚水は発生せず、雨水は自然浸透させ、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第6号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第6号、農地法第5条①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第 7 号、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 1 項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第 7 号①について、染地区推進委員、岡部多重委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>岡部委員</p>	<p>はい。染地区担当推進委員の岡部多重です。</p> <p>議案第 7 号、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 1 項についての調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人、*****、以下記載のとおりです。</p> <p>申請の理由ですが、*****の資材置場、残土捨場にするために農地地域から除外したいとのことでありました。9 月 1 1 日、八旗正紀農業委員、私、***** ** ****さんの 3 人で調査を行いました。</p> <p>調査事項であります、農振除外の 5 要件のいずれにも満たしているものと思われ、除外は問題ないものとみてきましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明申し上げます。</p> <p>本申請地は、***さんが保有する平成 2 8 年に非農地判断を受けている土地となります。基本的には集団農地に存在する農用地については、非農地として判断することはありませんが、申請地については山林に囲まれている土地であり農地の広がりもなく、周辺農地に影響を及ぼすことが見込まれないため非農地判断を受けたものです。***さんは***に本社を置く管工事業を営む会社経営者であります。今回の事業内容ですが、白河市東部地域及び石川郡西部地域にて事業を行うために借りていた資材置場及び残土置場を所有者に返還することになり、代替地を探していたところ今回の土地を必要としました。土地の選定にあたって他のいくつかの土地を検討しましたが、十分な用地面積の確保や道路条件などの利便性において条件に合う土地がなく、今回の申請地は十分な用地面積と県道に面していることから選定しました。なお、土地の所有権については令和 2 年 2 月に前所有者から土地を買い取り、登記まで済んでいます。</p> <p>農用地区域から除外する際には、除外の 5 要件がございまして、それらに問題がないか、また除外後に転用許可の見込みがあるかどうかにより農業委員会として総合的に意見を出すものとなります。</p> <p>まず要件の一つ目となる必要性、代替性についてですが、必要性については冒頭申し上げたとおりであり、代替性についても他の場所を検討した結果、選定されておりやむを得ないと思われま。二つ目の農用地等の土地利用上の効率・総</p>

	<p>合的な利用、三つ目の担い手等に対する農地の集積、四つ目の農用地等の利用上必要な施設、それぞれへ支障については本申請地の周りは山林に囲まれており問題ないものと思われます。五つ目である基盤整備から8年経過の要件については、本申請地は基盤整備地ではないため該当いたしません。また、除外後の転用許可の見込については、申請地は農地ではないため該当しません。</p> <p>以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第7号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第7号①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第7号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更①は異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第7号②について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p>
会 長	<p>簗輪・袖山地区推進委員、小針弘之委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
小針委員	<p>はい。簗輪・袖山地区担当推進委員の小針弘之でございます。</p> <p>議案第7号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項②についての調査結果を報告いたします。</p> <p>9月13日に同じ地区担当の関根辰三委員と調査を実施してきました。申請人は**地区の****さんであります。申請の自由は、****さん宅ではトラクターなどの農機具を保管する格納庫なく、トラクターなどが野ざらしとなっているため、申請地に農機具用倉庫を建設し、農機具の点検・管理したいとのことです。申請地の登記は畑であります。何年も前から耕作していないことから、農地転用の申請するため、農用地区域から除外したいとのことでした。</p> <p>調査事項であります。農振除外の5要件のいずれにも満たしているものと思われ、除外は問題ないものとみてきましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>



<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明申し上げます。</p> <p>本申請地は、****さんが保有する自宅に隣接する農地となります。</p> <p>今回の事業内容ですが、農業用の格納庫及び駐車場として利用したいとのことです。以前は自宅に格納庫が隣接されていたのですが、現在は**さんの娘さんが住宅兼店舗として改装し菓子店を営んでいます。土地の選定にあたって他のいくつかの土地を検討しましたが、十分面積な確保するのに国道118号を通行しなければならない土地で、利便性において条件に合う土地がなく、今回の申請地は十分な用地面積と自宅に隣接していることから選定しました。</p> <p>農用地区域から除外する際の5要件ですが、要件の一つ目となる必要性、代替性は冒頭申し上げたとおりであり、やむを得ないと思われます。二つ目の農用地等の土地利用上の効率・総合的な利用、三つ目の担い手等に対する農地の集積、四つ目の農用地等の利用上必要な施設、それぞれへ支障については本申請地の周りは住宅に囲まれており問題ないものと思われます。五つ目である基盤整備から8年経過の要件については、本申請地は基盤整備地ではないため該当いたしません。また、除外後の転用許可の見込については、本申請地は第2種農地に該当しますが、事業計画は本申請地でなければ達成できないものであり許可可能であると思われます。</p> <p>以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第7号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第7号②について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第7号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更②は異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。(1)「本県農業の発展に向けた要請」に関する検討について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>説明申し上げます。</p> <p>福島県農業会議より、「本県農業の発展に向けた要請」(検討素案)に対する検討依頼がきておまして、皆様には事前に郵送させていただきました。</p> <p>5月の総会において令和3年度の農業施策への要望ということで検討していただいております。浅川町では要望なしで回答しました。今回の素案は5月に出された各委員会の意見をふまえ、福島県農業会議において作成したので、検討いただきたいという趣旨でございます。内容について今一度ご確認いただき、皆様から</p>

	<p>さらに何かご意見等ございましたら、この場を出して検討していただきたいと思 います。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、事前に送付しており、目をとおされ てあるかと思しますので、皆さんからこの件についてご意見等ございますか。</p>
小針委員	<p>2ページの中段にあります、「また、風評には単なる販売価格の低下だけでな く、経営基盤の縮小や販売経費の増大、市場の変化、コロナ渦など」書かれてい る箇所の「コロナ渦」の渦は間違いではないか。</p>
事務局長	<p>今回の内容については、全て福島県農業会議で作成したものにりますが、ご 指摘の通り「コロナ渦」でなく、わざわざと書いて「コロナ禍」ですので訂正を お願いします。</p>
会 長	<p>その他ございますか。</p>
酒井委員	<p>はい。</p>
会 長	<p>2番。</p>
酒井委員	<p>3ページ、自然災害からの復旧の四角の中で、堤体の点検・改修、定期的な土 砂の撤去が必要であると記載されていますが、実際、昨年台風19号災害で川 の木や土砂撤去が終わってない状況なんですね、そういうのを今後撤去してもら って、お願いしたいとのことなんですけども。</p>
会 長	<p>はい。事務局。</p>
事務局長	<p>はい。まず、必要であると記載されている部分ですが、あくまでも福島県農業 会議で作成した必要であるもと考えているものだと思います。土砂の撤去になり ますが、こちらは、石川土木事務所と建設サイドになりますが、話を聞きますと、 土砂の撤去の方は順次進めていくとのお話を伺っておりますので、県のほうとし ても、そちらは考えていることだと思います。改めて土木事務所の方には要望を 上げていきたいと思います。</p>
小宅委員	
会 長	<p>2番、よろしいですか。</p>
酒井委員	<p>はい。了解です。</p>
会 長	<p>その他ございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>素案に対しての意見がないようですので、農業会議に報告したいと思います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>次に、(2) 令和元年度稲作作況調査について事務局より説明を求めます。</p> <p>別紙、「令和2年度稲作作況調査地区別割当表」をご覧ください。事務局の方で勝手ながら班分けをさせていただきました。◎印が付いている方に班長をお願いしたいと思います。○印が付いている方には車の運転をお願いします。車は、道路を渡った向かい側の駐車場の役場側にあります。準備が済みましたら駐車場にお集まりください。鍵をそこでお渡しさせていただきます。</p> <p>調査の方ですが、まず、全員でこれまで標準田としてきた東大畑の田んぼに行き、そこで銘柄と予想平均反収を検討します。その後、班ごとに各地区2～3か所、見ていただきます。場所の選定についてはお任せしますが、今回新しい委員さんもおりますので、班長及び再任委員を中心に各地区、平均的な田んぼを検討してください。</p> <p>班長はお手元の「令和2年度稲作作況調査票」に調査結果を記入し、総会の中で報告してください。調査票にも作年度の平均反収が記載されてございますが、あくまでも地区の平均反収ということでの数字を今年の方としてご報告いただきたいと思います。</p> <p>15時30分より総会を再開したいと思いますのでそれまでには役場にお戻りください。よろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは総会は一旦休議とし、さっそく稲作の作況調査に出向きたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>(休議14時00分) (再開15時30分)</p>
<p>会 長</p>	<p>大変お疲れ様でした。皆様お揃いですので、総会を再開いたします。それでは、調査結果を1班の班長から報告をお願いします。</p>
<p>佐川委員</p>	<p>はい。大草地区・中里地区・根岸地区・松野入地区の4地区ですが、大草、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。中里、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。根岸、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。松野入、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。と調査しました。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。続きまして、2班の班長をお願いします。</p>
<p>我妻委員</p>	<p>はい。福貴作、里白石班です。里白石ですが、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。天のつぶは既に刈り取って調査出来ませんでした。福貴作は、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、続きまして3班の班長をお願いします。</p>
<p>八旗委員</p>	<p>はい。染・小貫・太田輪地区を調査いたしました。染、510キロ、8.5俵、コシヒカリ。小貫、540キロ、9俵、コシヒカリ。太田輪地区は二つあ</p>

	<p>りまして、540キロ、9俵、コシヒカリと480キロ、8俵、ひとめぼれ。以上です。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして4班の班長お願いします。</p>
鈴木委員	<p>はい。東大畑、反収540キロ、9俵、コシヒカリ。畑田、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。山白石につきましては2つで、450キロ、7.5俵、コシヒカリ。もう一つが反収420キロ、7俵、ひとめぼれ。以上です。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございました。5班の班長お願いします。</p>
酒井委員	<p>はい。5班の調査結果ですが浅川、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。滝輪、540キロ、9俵、コシヒカリ。箕輪、540キロ、9俵、コシヒカリ。袖山、510キロ、8.5俵、コシヒカリ。以上です。</p>
会 長	<p>はい、どうもご苦労様でした。結果につきましては、事務局でとりまとめをいたしまして、次回の総会時にお配りしたいと思います。</p> <p>それでは、本日の議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。皆さんからその他何かございませんか。</p>
会 長	<p>それでは、委員の皆様からはないので事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。まず一つ目ですが、次回総会ですが10月19日金曜日、午後1時30分を予定しております。また、総会終了後、第1回の関係団体との連携会議を開催します。</p> <p>次に、皆様に依頼してあります農地利用状況調査ですが、今月末までに調査票の提出をお願いします。</p> <p>それから、皆様にお配りしてあります封筒に記載がありますが、前期の報酬につきましては9月30日に支払予定となっております。報酬より旅行積立、会費、農業者新聞代を差し引いての振込となります。以上です。</p>
会 長	<p>その他にないので、以上を持ちまして第3回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦労様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)